

平成30年度第1回
世田谷区ユニバーサルデザイン環境整備審議会
議事録

平成30年7月10日

■開催日時： 平成30年7月10日（火） 15時～17時30分

■開催場所： 世田谷区役所 第3庁舎3階 ブライトホール

■出席者：

【審議委員】 稲垣具志委員 小島直子委員 齋藤啓子委員
長谷川万由美委員 八藤後猛委員 明石眞弓委員
宇田川広子委員 太田淳委員 鈴木忠委員 當間正敏委員
坂ますみ委員 山形重人委員 上田ときわ委員 柏雅康委員

【区職員】 玉川総合支所街づくり課長 谷亀緑郎
障害福祉部障害施策推進課長 竹花潔
教育委員会生涯学習部生涯学習・地域学校連携課長 田村朋章
施設営繕担当部施設営繕第一課担当係長 高原正敏
土木部土木計画課土木計画担当係長 詫摩武重
道路・交通政策部交通政策課担当係長 外山正彦

【事務局】 都市整備政策部長 渡辺正男
都市整備政策部都市デザイン課長 清水優子
都市デザイン担当係長 栗野正樹
担当職員 宮田政治

世田谷区 ユニバーサルデザイン環境整備審議会（第1回）

平成30年7月10日（火）

都市デザイン課長 それでは、定刻になりましたので、これより平成30年度第1回ユニバーサルデザイン環境整備審議会を開催いたします。私は、都市デザイン課長の清水でございます。よろしくお願いいたします。

まず、本日の審議会委員の皆様の出席についてです。國貞委員、鈴木永美委員が欠席でございます。また、長谷川委員がおくれての出席になるとご連絡いただいております。また、中山委員が5月末で高齢者クラブの副会長を辞任されまして、また、京王電鉄の志賀委員が6月末で人事異動されております。現在後任者の推薦の手続を行っているため、両団体からは本日欠席となります。現時点で、本日のご出席は12名となります。したがって、ユニバーサルデザイン推進条例施行規則第8条に基づき、委員の2分の1以上の定足数を満たしておりますので、本日の会議は成立しておりますことをご報告いたします。

では、開催に先立ちまして、都市整備政策部長の渡辺より一言ご挨拶申し上げます。

都市整備政策部長 皆さん、こんにちは。渡辺でございます。本日は大変暑い中、また、皆様方お忙しい中、本年度第1回のユニバーサルデザイン環境整備審議会にご出席いただきましてまことにありがとうございます。

本日は、平成29年度のスパイラルアップ、皆様方にいろいろご審議いただきましたけれども、こちらのほうの取りまとめをしてきてございますので、そちらのほうをご審議いただきたいというふうに思っております。

2月に第1部会、第2部会、第3部会と開催をしまして、それぞれ区の所管にヒアリング等をやっていただきました。その後、5月に再度部会を開催しまして、そこでの意見をもとにユニバーサルデザイン環境整備審議会からの講評・提案等についての案ができ上がってきてございますので、その内容をご確認いただくというものでございます。

また、1月31日だったと思いますが、ユニバーサルデザイン推進計画の第2期後期の骨子（案）をご審議いただきました。今年度は素案の検討をさらに進めまして、その内容を取りまとめられてきてございますけれども、6月9日に区

民意見交換会を開催してございます。そちらのほうのご意見も伺うなど、今年度はその検討を進めまして、その報告をさせていただくということでございます。

本日は、さまざまなご意見をいただきまして取りまとめ等を進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

都市デザイン課長 では、ここからは次第に沿いまして、八藤後会長に進行をお願いいたします。

八藤後会長 それでは、またきょうも進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

では、議事の進行の前に、出席されている委員の皆様、そして区の職員の紹介を事務局よりお願いいたします。

都市デザイン課長 では、都市デザイン課長清水より、委員の皆様をご紹介します。

事務局の正面に、八藤後会長でございます。

会長の左手に、齋藤副会長でございます。

齋藤副会長 こんにちは。

都市デザイン課長 順に、柏委員。

柏委員 こんにちは。

都市デザイン課長 鈴木委員。

鈴木忠委員 よろしくお願ひ申し上げます。

都市デザイン課長 上田委員。

上田委員 こんにちは。

都市デザイン課長 宇田川委員。

宇田川委員 よろしくお願ひします。

都市デザイン課長 小島委員。

小島委員 よろしくお願ひします。

都市デザイン課長 當間委員です。

また、八藤後会長の右に、稲垣委員。

稲垣委員 よろしくお願ひします。

都市デザイン課長 長谷川委員は後ほどいらっしやいます。

太田委員。

山形委員。

坂委員。

坂委員 お願いします。

都市デザイン課長 明石委員でございます。

明石委員 よろしく申し上げます。

都市デザイン課長 次に、事務局でございます。

会長の正面に座っております、都市整備政策部長の渡辺でございます。

都市整備政策部長 よろしくお願いいたします。

都市デザイン課長 その右隣に、都市デザイン課長、清水でございます。

担当係長の栗野でございます。

担当係長 よろしく申し上げます。

都市デザイン課長 小島委員の隣に湊がおります。

担当 よろしくお願いいたします。

都市デザイン課長 もう1名担当、宮田でございます。

担当 よろしくお願いいたします。

都市デザイン課長 また、区職員についてご紹介いたします。事務局の後方
におります。会場奥のほうから、玉川総合支所街づくり課長、谷亀でございま
す。

玉川総合支所街づくり課長 谷亀です。よろしくお願いいたします。

都市デザイン課長 障害福祉担当部障害施策推進課長、竹花でございます。

生涯施策推進課長 よろしくお願いいたします。

都市デザイン課長 教育委員会生涯学習部生涯学習・地域学校連携課長、田
村でございます。

生涯学習・地域学校連携課長 よろしく申し上げます。

都市デザイン課長 施設営繕担当部施設営繕第一課施設営繕担当係長、高原
でございます。

施設営繕担当係長 よろしくお願いいたします。

都市デザイン課長 土木部土木計画課土木計画担当係長、詫摩でございます。

土木計画担当係長 よろしくお願いいたします。

都市デザイン課長 道路・交通政策部交通政策課交通企画担当係長、外山で
ございます。

交通企画担当係長 よろしくお願ひします。

都市デザイン課長 以上でございます。

八藤後会長 ありがとうございます。

では、次に、事務局より本日の資料の確認をお願いいたします。

都市デザイン課長 では、資料の確認をさせていただきます。

次第でございます。

資料1-1「平成29年度ユニバーサルデザイン推進事業のスパイラルアッ
プ（点検・評価・改善）の流れ」です。

資料1-2「平成29年度ユニバーサルデザイン推進事業のスパイラルアッ
プ（点検・評価・改善）（案）」でございます。

資料2-1「ユニバーサルデザイン推進計画（第2期）後期（素案）につい
て」でございます。

資料2-2「『ユニバーサルデザインを広げる意見交換会』の開催状況につい
て」。

資料2-3「ユニバーサルデザインを広げる意見交換会」。

資料2-4「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画（第2期）後期（素案）
概要版」でございます。

資料2-5「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画（第2期）後期（素案）」。

以上が本日の審議事項の資料となります。

また、報告事項の資料につきましては、本日机上配付をさせていただいてお
ります。

資料3「本庁舎のユニバーサルデザイン検討について」。

資料4「ユニバーサルデザイン推進条例『施設整備マニュアル』の改訂につ
いて」。

それから、もう1部机上配付させていただいた「共生社会ホストタウンの概
要」という資料がございます。こちらは、先ほどの資料2-5の素案の28ペ
ージに該当するものでございます。

以上でございます。不足はございませんでしょうか。

八藤後会長 ありがとうございます。資料のほう、大丈夫ですね。

では、早速審議事項に入りたいと思いますが、1つ目、「平成29年度ユニバーサルデザイン推進事業のスパイラルアップ（点検・評価・改善）」の講評・提案等について」です。これについては、既に皆様のほうでござらんになっているところですが、改めて事務局から説明をお願いしたいと思います。

都市デザイン課長 では、平成29年度ユニバーサルデザイン推進事業のスパイラルアップについてご説明いたします。資料1-1をござらんください。

1「29年度スパイラルアップの経過及び今後の流れ」でございます。

先ほど、部長の渡辺より説明させていただきましたとおり、審議会の部会を本年2月と5月に開催いたしました。また、3月に区で発行しました冊子「世田谷UDスタイル2018」のアンケートはがきを通じて区民意見を募集いたしました。これらの意見を踏まえまして案を作成しておりますので、本日の審議会で講評・提案をまとめていただきたく存じます。

今後、庁内で実績等の最終確認を行いました後、2の「公表」にござらんのように、8月1日に、審議会からいただいた講評・提案を含め、平成29年度のスパイラルアップについて公表してまいります。

次に、資料1-2をござらんください。こちらはスパイラルアップの案でございます。

1枚おめくりいただけますでしょうか。

1、2ページが目次となっております。内容が大きく4つござらんまして、1番が主旨、2が平成29年度スパイラルアップの経過となっております。3、ユニバーサルデザイン環境整備審議会における審議結果及び講評・提案、4番が28の施策・事業の点検結果という構成でございます。本日主にご議論いただきたいのは、四角3の部分でございます。

4ページをござらんください。四角3の内容が大きく4つござらんます。1つ目に、3つの部会について、部会委員の構成と検討した施策・事業名を記載しております。2つ目に、検討経過としまして、各部会のテーマ及び実施日を記載しております。5ページの下のほうでござらんます。6ページに、3つ目としまして、全体の講評がござらんます。さらにおめくりいただいて、7ページに4つ目の各部会の講評がござらんます。

また、11ページ以降に各施策・事業の各課の取組みと審議会の部会による講評・提案をまとめてございます。既に内容はご確認いただいていると思いますので、細かい説明は割愛いたします。

説明は以上です。

八藤後会長 ありがとうございます。

それでは、この後、議論をしていきたいと思います。

まず、講評についてですけれども、今説明がありましたように、総評と各部会のまとめ、それから、一つ一つ細かくなりますが、各施策・事業ごとの講評・提案から成り立ちます。

それでは、各部会のまとめと、各施策・事業ごとの講評・提案を議論して、最後に総評をまとめます。

それでは、まず部会のまとめですが、それぞれ部会長のほうからお願いしたいと思います。まず、齋藤第1部会長から主な議論点についてご発言をよろしくお願いしたいと思います。

齋藤副会長 第1部会の齋藤啓子です。

第1部会は、いわゆるソフトな施策と情報を扱う施策で、非常に多岐にわたっております。

第1部会での議論の中では、各事業について着実にスパイラルアップが行われてきているのではないかという、大きな印象がまず最初にあります。

例えば「せたっち」というアイドルというのでしょうか、あれがあるのですけれども、最初はこれはどんなふう to 活躍するのかなというところがあったのですけれども、現在ではぬいぐるみができたり、ピンバッジができたりすることで、ユニバーサルデザインを一般の区民の方にPRするときはかなり活躍をするようなことになってきました。

それから、普及・啓発事業の中では、今までは紙媒体が多かったのですけれども、映画を撮るといふようなことにもチャレンジをして、制作する過程が講座であったり、それから成果物、できた動画が普及・啓発、PRをする素材になったり、そういうような実際にやったことが成果になって、それが活用につながっているという、スパイラルアップの方向性が見えたものが多かったです。

それから、情報の点では、例えば災害時の情報提供や、聴覚障害、視覚障害

の方に対する情報提供などは毎年と比べていいほど技術革新がありまして、今ではスマートフォンで音声を読み上げるようなものですか、いろいろ技術革新のスピードが非常に速いです。そういったものに私たち、または区役所の各セクションが追いついていっているのだろうか、追いついてほしいというような議論もありました。

それから、新しい職員に対する啓発などでは、今まではあまり取り上げられていなかったのですが、ユニバーサルデザインフォントというような文字、そういうものにも着目して研修に取り入れていただくようなことが新しい取組みとして起こりました。

総評のまとめのところなのですが、7ページに戻っていただいて、「第1部会では」のところをちょっと読み上げさせていただきたいと思います。

第1部会では、普及・啓発、情報とサービス関連の12の施策・事業について、取組み状況を確認いたしました。

普及啓発の事業を継続的に進め、啓発パネルを作成して展示するなど、新たな手法も試みています。ほかの事業等でも生かせる情報があるので、ユニバーサルデザインライブラリー等を活用した発信に工夫をこらすなど、取組みの幅を広げていくことが可能と思われます。

また、このスパイラルアップの取組みにおいても、全ての事業について各所管から発表があり、職員のユニバーサルデザインへの意識が向上している印象があります。

この職員からの発表というのが、皆様の部会でも実際に映像を映して事例を報告するということですかね、そういうことが最初は苦手だなと思っていた所管もあったそうなのですが、全所管が取り組んで発表をして、また、その材料がPRにもつながっていくのではないかという印象を持ちました。

折しも東京2020大会に向けての心のバリアフリーに取り組む機運が高まっています。この流れをいかして、庁内で連携することはもちろん、区役所だけで実施しようとはせず、区民と一緒に、NPOや大学、民間事業者との連携を強め、さらなる取組みを進めることを望みます。

昨年度の新しい取組みの中では、NPO、大学、それから、文字を扱っている事業者さんや新しい情報機器を扱っている事業者などの連携が少し進んだか

なというふうな印象を持ちました。

今後、区役所本庁舎の改築のような大きい公共施設の事業もございまして、こうした成果が生かせるように、さらに連携を強めていって、区役所だけの取組みにはせず、いろいろな主体と一緒に進んでいけたらいいのではないかと、いうふうに第1部会では議論いたしました。

以上です。

八藤後会長 ありがとうございます。

それでは、続いて第2部会のまとめについてですが、第2部会の部会長は私、八藤後が担当しておりますので、私のほうから報告をしたいと思います。

第2部会については、主に建築や住宅関連の8つの施策事業について、施設整備の取組みを中心に進展の状況などを確認しております。

とはいいいましても、昨今では、サイン計画とか、物だけではなくて、案内とか、それに伴う人的なサービスとか、そういうものも含めて検討されるということになりますので、ハード的な面だけに注目して議論していったわけではありません。これは、ほかの部会も同じことだというふうに思っております。

幾つかまとめますと、区立施設のユニバーサルデザインによる整備の推進などにつきましては、これは着実に実施されているわけですが、その内容についても、やはり年を追うごとにユニバーサルデザインというものの要求水準というのは高くなってきております。

したがって、数年前の、例えば代田区民センターとか、あの当時として大変すばらしかったのですが、その後、またさらに発展した内容が要求される、それについて吟味される。例えば、さまざまな人々という非常に広い範囲をもとにしているわけですが、例えば発達障害の方とか、そうした具体的な例なども出てきて、そういう人々への配慮なども積極的に行うというようなことが今回うたわれたりしております。

学校施設などにつきましても、災害拠点というようなことは既に役割として十分認識されているのですが、新たな学校整備基本方針の第2次ですか、これに基づいて計画的に改築などが実施されていて、ユニバーサルデザインに取り組むアドバイザーなどの方々の活躍の場を広げているといったことで、これについても質的にも向上しているのではないのかなということです。

そして、さらにサイン整備というのは、先ほど申しましたけれども、非常に技術的な発達が著しい分野でもあります。これは、何もハイテクばかりではありません。多言語への対応とか、それをどういうふうに提示するとさまざまな人に理解されるか、重要な情報を一番最初に出すとか、そういうノウハウも次第に蓄積されてきまして、そういう成果がよくあらわれてきたのではないのかなというふうに思っております。

ほかに、非常に地域に根差した内容では、小規模店舗等におけるユニバーサルデザインの推進などで、これは従前から、個人の商店について、小規模なものが多いのですが、なかなか進んでいないという指摘を私たちもしていたのですけれども、次第に知れ渡ってきたということもございまして、着実に進展しているのではないのかなというふうに思っております。

なお、住まいサポートセンターの役割とか、そういうサポートする方々の育成あるいは活躍の場、こういうものについても進展してきているというふうに思っております。

したがって、公共施設の新築時におけるユニバーサルデザインを検討する際に、ハードの整備のみならず使い方も十分に配慮してつくり上げていくという、新たな試みというのも評価できるというようなことです。

部会の講評、7ページのまとめのところをちょっと読み上げますが、施設やサービスを利用する人はさまざまであり、多様なニーズがあることを理解し、今後も取組みを積み重ねていくことが必要です。普及啓発に取組みながらユニバーサルデザインの環境整備をさらに進めていくことを望みます。

以上で発表を終わりたいと思います。

ということで、続けさせていただきます。続いて、第3部会のまとめですが、稲垣部会長から主な議論点についてご発言をお願いしたいと思います。

稲垣委員 第3部会部会長を務めさせていただいております稲垣でございます。

第3部会のほうは、お手元の資料5ページ目の真ん中あたり、3の表のところに記載がございますとおり、道路、公園、公共交通関連ということで議論を進めました。15番から22番までのそれぞれの取組みということで、まず、最初の公共交通等のサービスの充実ということで、これは交通政策課さんと障

害者地域生活課さんのほうからのプレゼンで、南北交通の不便解消のためのバス（等々力～梅ヶ丘路線）のサービスの拡充ということと、福祉有償運送の周知するためのパンフレットをつくってニーズの拡大を狙ったということで、着実に施策の取組みが進展していると評価されるということになっております。

特に福祉有償運送の周知、こちらに関してはかなり細かく基本的なところから内容が説明されたものとなっております、そういう乗り物を走らせるだけではなくて、その周知であったりとか、利用促進であったりだとか、そういったようなことがきちんとなされているということで、コミュニティバスのほうも、ちょっと収支のほうで議論があったのですけれども、持続可能な公共交通となるように、引き続き検討、実際の検証が必要になっていくのではないのかなといったような話でございます。

あと、16番の安全な歩道づくりというところなのですけれども、こちらは都がかなり旗を振ってやっておりますけれども、無電柱化の話ですね。無電柱化で歩道幅員が確保できるようになりますので、その分安全性が高まるのではないかとということで、そういったような計画についてお話がございました。

こちらのほうは、無電柱化はできるところからやっていくことになると思うのですけれども、そもそも無電柱化が必要なところはどこなのかといったような観点で、歩道を利用する人たちの安全性が本当に高まるような、費用便益費とよく言われますけれども、便益が非常に高まるようなところから戦略的にそういう整備をしていくことが重要なのではないかとといったような話がございます。区民目線ですね、そういったのが重要なのではないかとというようなお話がございました。

17、18、19は、これは合わせて自転車の話がございますけれども、自転車は往々にして、まちの現場の泥臭い議論の中ではいつもやり玉に上がる乗り物になるわけなのですけれども、「安全な利用の啓発」ということで、交通安全自転車課さんのほうで、地域の現状に即した、かなり工夫を凝らした安全利用促進の啓発活動が行われているということで、その啓発自体も行政任せではなくて、ちゃんと区民が主体となって協働型で進めているような事例も報告されておりますので、引き続きそういったいいモデルを区内全体に広めていただきたいというようなお話がございました。

それと同時に、やはり道路空間の話というのはすごく議論になりますので、道路通行空間ということで、どうしても自動車と自転車が混在しなければならないような区間というのは結構出てくるわけございまして、その中で、警視庁さんとかすごくユニークな自転車のマークをぺたぺた、ペタペタと熱心にマークをつけていますけれども、そういう中で、そもそもそういう路面標示のサインとかが自転車の利用者、車の利用者に対して本当に意味のあるものになっているのか、何かラインを引けばそれで整備完了ということではなくて、それこそ一定の方々の自転車の利用の観点とか、あと、歩道上の視覚障害者の方との接触の危険性の観点とか、実際現場における自転車の動き方みたいなのをきちんとやっぱり考えていく必要があるのではないかなと。それをもって初めて評価につながるので、実際、交通安全自転車課さんのほうで整備された後の歩道の使い方みたいなことをきちんとフォローアップしていくというような話がありましたので、それに期待したいというお話もございました。

放置自転車の話は、昔はかなり通勤、通学の方が放置されているというお話があったのですがけれども、最近はかなり短時間の利用の方が放置して問題が目立っているというようなこともあるので、駐輪場の運営のあり方とか、配置の考え方、コミュニティサイクル「がやリン」の有効活用のこと、あと、他区で展開されている赤い自転車、あれを世田谷区はどう考えていくのかというような、他区との連携みたいな話も出てきております。

あと、公園緑地の整備に関しては、こちらはトイレの話がすごく上がっております、ユニバーサルなトイレがどんどん整備されることはいいことなのだけれども、実際の利用者目線からするとちょっと使い勝手の面についていろいろな課題が呈されることもよくありますので、そこをニーズ、意見をよく聞きながら進めていただきたいという話もございました。

推進地区のユニバーサルデザインの取組みのところは、梅ヶ丘のところ、音声案内によって視覚障害の方々等を福祉施設に誘導する実験が行われているということなのですが、こちら当事者目線からすると、本当にそのサインはどうなのといったような、もう少し議論を進めなければならないようなところもあるのではないかと、ユニバーサルデザインは多様性が必要ですので、多様な観点からそのサインが本当に必要なものが必要なおところにあるのか

といったような課題があるのではないかという、結構厳しい意見もございましたので、そういうところも引き続き検証していただきたいということです。

最後の、トイレとベンチの休憩施設のネットワークということで、こちらは都市デザイン課さんがかなり気合を入れて、田中課長のころから目指していた、どこでも座れるベンチのガイドライン、職員用のガイドライン、そういったものをつくられていて、これが市民にきちんと正しく理解されるような周知も必要なのではないかといったようなことで、第3部会は、ハード・ソフト両側面でかなり評価される施策があるのだけれども、果たしてそれをそのまま進めていって、社会情勢がどんどん変化していく中で、本当にそれが利用者のニーズに適合したものであるのかとか、区民目線から見てそれが本当に便益の高いものになるのかといったようなことはやっぱりスパイラルアップというのが重要になってきますので、そういうことがこれから求められるのではないかということで、まとめております。

一応読ませていただきますと、7ページ目の第3部会のまとめのところですが、第3部会では、道路、公園、公共交通施設関連の8つの施策・事業について、取組みの状況を確認しました。

地域との協働による自転車の安全利用普及啓発や、「せたがや移動サービス案内」、これは福祉有償運送の話ですね、「せたがや移動サービス案内」を活用した移動支援施策の周知等、区民の日常生活へ直接的にアプローチする姿勢がそれぞれの事業にあらわれてきています。今後の展開に当たっては、ハード整備とソフト面の支援や啓発の双方において、区民の多様性や地域の現状を考慮して効果的に進めることが重要です。

高齢者人口のさらなる増加や、障害者の社会進出の促進といった、地域共生社会の形成に向けた諸課題を踏まえつつ、ユニバーサルデザインの考え方を生かし、多くの方がまちなかで安心して、安全・快適に過ごせるよう、利用実態や利用者ニーズのフィードバックを常に図りながら各事業が展開されることを臨みます。このような形でまとめさせていただいている次第でございます。

以上です。

八藤後会長 ありがとうございました。第1、第2、第3部会のまとめと個別の講評について各部会長から報告をいただきました。

なお、全体の総評について、それらを見てこちらでまとめさせていただきましたので、6ページに全体の講評がございます。会長としてはこのような内容といたしましたので、ご確認ください。ちょっと読み上げます。

ユニバーサルデザイン推進計画(第2期)、平成29年度のスパイラルアップ(点検・評価・改善)の取り組みを確認しました。区の各課が取り組む施策・事業の実施状況をプレゼンテーションで説明していただくのも3年目となり、事業の成果をスライドでわかりやすく伝える工夫を感じました。

開催まであと2年となった、東京2020大会に向けて、区民や商店街等では心のバリアフリーに取り組む機運が高まっており、職員のユニバーサルデザインに対する意識も向上してきている印象があります。施策・事業における庁内での連携事例が少しずつふえてきていますが、区役所だけで実施しようとせず、区民、NPOや大学、民間事業者との連携を強めていただき、取り組みをさらに進めていただきたいと思います。

また、ユニバーサルデザインのまちづくりは、ハード整備のみではなく、使い方、人的支援や啓発などソフト面の双方において、区民の多様性や地域の現状を見据えながら進めることが重要です。

今後の高齢者人口のさらなる増加や障害者の社会進出の促進に向けて、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、誰もがまちなかで安心して、安全・快適に過ごせるよう、利用実態や多様なニーズを把握し、フィードバックを図り、必要に応じて改善もしながら、ユニバーサルデザインの取り組みを着実に進めていただくことを望みます。

このように総評をまとめました。

ということで、これでそれぞれの部会と総評の内容のまとめの発表を終わります。

それでは、ここからは、各委員からさらなるご意見があればいただきたいというふうに思います。もちろん、自分が所属する部会以外のところのご意見でも構いません。というか、恐らくご所属以外のところの意見でちょっと気になる点などがあるのではないかなというふうに思います。どうぞご発言をなさっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

単なる質問でも結構でございます。

宇田川委員、お願いします。

宇田川委員 あまりそんな立派な意見ではないのですが、この前、私、あるホテルで、自分が女性用トイレに入ろうとしたら男性が中にいたので「えっ」と思ったのですが、おむつ交換の台が女性用にしかなかったのですね。それで、たまたまお母さんもいらしたのですが、3人でおむつ交換をされていて、一瞬私男性トイレに入ってしまったのかなと思ったのですが、これからは男性トイレにもおむつ交換台みたいなのも必要なのかなと。やっぱり男性も入りにくいと思うのですよね。なので、ちょっとそれを思いました。

八藤後会長 ありがとうございます。ちなみに、どういう性格の施設でございますか。

宇田川委員 都内の某有名なホテルだったので。

八藤後会長 民間の施設ということですね。

宇田川委員 はい。結婚式場とかがたくさんあるところだったので、そこでも男性用にならなかったのかなと思って。これからは必要かなと思いました。

八藤後会長 ありがとうございます。

民間施設のユニバーサルデザインもさらに広げていくとか、これは差別解消法にぴったり合う事例なのかどうかちょっとわからないのですが、そういうふうには民間の施設などもどんどん向上してはいますし、またこれから向上していかなければいけないというふうに思っております。

これは事務局のほうに振らせていただくのですが、こうしたさまざまな問題点とかニーズというのは、今後、区内でも出てくると思いますが、そういうものをこういうのに反映していくという、ちょっと政策論議になると思うのですが、可能性などについてちょっとお話をいただければと。急に振ってしまって申しわけないのですが、もしお答えできるようでしたらお願いしたいのですが、いかがでしょうか。お願いします。

都市デザイン課長 都市デザイン課長清水がお答えいたします。

今、このスパイラルアップの施策・事業のNo22、57ページのほうに「だれでも使えるトイレとベンチ等の休憩施設のネットワーク整備」というのがありまして、その中で、「子育て中の区民等」という言葉もありますけれども、「全体的な人にとって安全に安心して出かけられる地域社会をめざす」というところ

がございます。

今後、個別のトイレの整備のときに、そういったユニバーサルデザインのトイレの改修ですとか、そういったところで反映していけたらというふうに考えております。

以上でございます。

八藤後会長 ありがとうございます。

要するに子育て関係の設備というのが女性のほうにも男性のほうにも必要なのだよということ自体がユニバーサルデザインだという、そういうところに含まれているはずだというふうに私は思っているわけですが、これからそういうことについても一つひとつ検証していったり、問題点を洗い出していくということは今後とも必要だと思いますので、今、事務局から説明がありましたように、後の議題でもあるのですが、整備マニュアルとか、こういうものにも恐らく反映させていく必要があるのではないかと思いますので、ただいまのご意見をそういうところで今後反映していくということで確認をしていただいたということによろしゅうございますでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

では、ほかにご意見を。明石委員、お願いします。

明石委員 明石です。

全体の講評の中で、「今後の高齢者人口のさらなる増加や障害者の社会進出の促進に向けて」とあるのですが、ユニバーサルの視点として、私は、男女共同参画社会の形成の促進みたいなところがちょっと欠けているのかなと。先ほどのホテルのお話もそうなのですが、みんなが働ける社会とか、全ての人社会にかかわっていけるという意味で、やっぱり男女共同参画というのはすごく大事なので、その視点をユニバーサルに入れていただきたいなと思います。

八藤後会長 ありがとうございます。

男女共同参画というキーワードは、もしかしたら各部会の中でところどころで出ていたのではないのかなというふうに思うのですが、これについて特にこの中で言及はしていないわけですが、これもやはりユニバーサルデザインという中に当然含まれるというふうに思います。

私としましては、今のご発言についても、男女共同参画というとイコール子育て施設とか子育て設備みたいな、そういう狭い範囲で終わってしまうことが割と多いのですけれども、もっと広い意味でこういう基本計画的なものに盛り込むべきだというふうなお考えを述べているのだというふうに思うのですね。そういう前提で、今後、男女共同参画に関する内容をこうした推進計画などの中に包含する可能性はあるかどうか。これも先ほどと同じような問いかけになってしまいますが、事務局のほうでいかがでございましょうか。

都市デザイン課長 きょう、もう1つの議題としまして、「ユニバーサルデザイン推進計画（第2期）後期（素案）」というのを資料としてご用意しておりますけれども、そちらの「後期計画の方針」という中で、（3）の③です。27ページの下のほうですけれども、ここに「共生社会の視点をまちづくりに活かす」ということで、出だしのところは「高齢者・障害者をはじめ」というふうに書いているのですけれども、③の6行目のあたりに、例えば、「性別を問わないトイレの整備」という言葉を追記しております。

例えば、先ほどの子育てだけではなくて、介助で異性の方を介助する場合に、やはり男性用トイレ、女性用トイレということではなくて、どちらの方も使えるように整備していくという視点はここに入れております。

男女共同参画という、その単語自体は入っていないのですけれども、視点としては共生社会というところに含まれるというふうに考えております。

以上でございます。

八藤後会長 ありがとうございます。

そういう性別を問わない云々については、例えば第2部会などでもLGBTの人の話題が出たりしております、今後多様な対応というのが求められると思うのですが、ただいまの明石委員のご発言の内容からすると、そういう単なるトイレ問題ではなくて、それから共生社会の中に入っているではないかということで、これももっともだと思います。

ただ、多くの人たちは共生社会の中に男女共同参画という概念がまだ根づいていないのではないかなというふうにも思いますので、もしよろしければ、これは後のほうで議論をする内容ですので、そちらのほうでやりたいというふうに思いますが、よろしいですか。では、ちょっと先のほうに持っていきたいと

いうふうに思っております。

長谷川委員、どうぞ。

長谷川委員 長谷川です。

今のところ、今のところというのは、「今後の高齢者人口のさらなる増加や障害者の社会進出の促進に向けて」という全体の講評の文章に関してなのですが、私もこの文章はちょっと引っかかって、ユニバーサルデザインではなくて、すごい狭い範囲のバリアフリーをイメージしてしまうなというふうに思ったのですね。

これがどこから出ているのかなということで、ちょっとさかのぼって見てみましたら、第3部会のまとめの中に同様の表現が入っていて、そこがどこから来ているのかなというふうに見たら、福祉有償運送のまとめのところに入っていたのですね。福祉有償運送自体はそもそもそういう趣旨、そういう趣旨というのは、移動が困難な高齢者・障害者のための福祉有償運送なので、この点に関しては問題がないかと思うのですけれども、ユニバーサルデザイン全体の中で議論していることを踏まえると、何かこの2つだけが取り出されていることにはかなりの違和感を感じました。

恐らく明石委員が感じられたのもそのようなことではないかなと思うのですね。

私、第1部会でしたので、第1部会はハードのことではなくてソフトのことが中心なので、移動困難とか、そこに焦点を当てた内容があまりなくて、かなり広く検討していったので、ここでこの2つだけという講評ではなく、かといって列挙するのも限界があるなど。何か別の提案ができたかなと思っていろいろ考えてはみたのですが、それを並べたところできりがないというか、余計にそこにぴったり当てはまらない人の疎外感が深まるだけなのではないかというふうに思っています。

代替の提案がなかなかできないのですけれども、もともとこのユニバーサルデザインが定義されているものがあって、年齢、性別、国籍、能力等にかかわらず、できるだけ多くの人々が利用しやすい生活環境をつくり出していくというのが、ここでのユニバーサルデザインの定義だと思っていますので、そういう考え方がさらに社会から求められている、そういうような表現でもいいのか

なというふうには思いました。

この2つだけ取り出しているというのだけ検討していただけたらなと思います。

八藤後会長 ありがとうございます。

ということで、この問題を先に持ち越したのですけれども、今の議論の中でも話しておく必要があるかなと、そういうご提案だと思います。

確かに、非常に狭い範囲の人を指しているというふうに思えなくはないですね。

ということで、何かこれにかわるいい言葉ということなのですからけれども。

稲垣委員 日本大学の稲垣です。

今、長谷川先生から、たどっていったら第3部会だということですので、私が部会長としてお話をさせていただきたいのです。

言いわけではないのですけれども、ちょっと挙げ出すときりがないというか、きりがないことが問題なのではなくて、先生がおっしゃったように、ぴたっとはまらない案は、区民が読んだときに「私の課題は検討されないんだ」というような疎外感みたいなことが出てくるようなものを区がつくるわけにはいかないというようなところはもうまさしくおっしゃるとおりであります。

これは言いわけではないのですけれども、共生社会を説明するに当たってちょっと例示をしたというレベルのものだったので、ただ、部会長としてまとめきれなくなっていて、例えば区民がこれを参照したときの気持ちであるとか、そういったようなことに対する配慮が足らなかったというところをご指摘のとおりだと思いますので、第3部会のまとめのほうも、こちらは削除させていただいて、文章が長くなってしまっているところもありますので、「地域共生社会の形成に向けた諸課題を踏まえつつ」というので十分説明は足りないわけではないというふうに私は理解しました。

変にだらだらと書くことで問題が起きる可能性があるとか、何かしら、行政の資料としてやっぱり適切ではないというようなことがあるのであれば、この部分は丸々、私、第3部会のまとめとしては削除させていただきたいと思うのですけれども、第3部会の方々、何か。特に反論等がなければそのようにさせていただきたいと思うのですけれども。

特にないということですので、では、この第3部会のまとめについては、3段落目の「高齢者人口の」というところから「といた」というところまでは削除ということで、「案」を取るときにはそのようにしていただければと思います。

全体の講評に関しては、私が言い及ぶところではございませんので、会長にお願いしたいと思います。

八藤後会長 では、第3部会のところの文言についてはそれでご了解いただけたということで。事務局のほうでも問題ございませんよね。よろしいですか。では、事務局のほうでもご了解いただけたということで。

全体講評のほうなのですけれども、わざわざ挙げなくてもいいかなというような気もしますけれども、どうでしょうかね。

では、どうぞ。

鈴木忠委員 自分が所属した第2部会に関係することで、そのときに発言しなかったので申しわけないのですけれども、私どもがつい最近も、新しく今建築中の梅ヶ丘病院跡地の民間棟の際などは検証させていただいたし、随分いろいろなところ、新しいものに関しては検証したのですけれども、私どもが関係しています、築40年、50年近い、ひまわり荘、ふじみ荘とか、各地区の地区会館は、玄関で靴を脱いで下駄箱に入れて履き替えるとか、トイレもスリッパからサンダルに履き替えるとか、いろいろとバリアが非常にあるということがあるので、今後、既存の建物の中のユニバーサルデザインというのを十分検討する必要があるのではないかと。

ですから、障害系の人とも話したのですけれども、ふじみ荘の利用客が、入館料350円と高いこともあるのですが、非常に利用率が減っていることなども、1つは利用できづらいのではないかとという形があります。

以上です。

八藤後会長 ありがとうございます。これは、26ページの「区立施設のユニバーサルデザイン整備の推進」というところに係るご発言だということによってよろしくございますでしょうか。

あるいはもっと広い、区立施設と限らず、建物を限定しない、そういう対象を限定しないということでのご発言でしょうか。

鈴木委員、いかがでしょうか。

鈴木忠委員 今回のほうには入らなくても、いずれそういうことも視野に入れていただきたいと思います。

八藤後会長 わかりました。それでは、後ほどまたそれを議論させていただきます。

全体講評のほうに話を戻したいと思うのですけれども、「今後の高齢者人口のさらなる増加や障害者の社会進出の促進に向けて、ユニバーサルデザインの」云々というあたりがちょっと誤解を招くこともあるのではないかと、範囲が狭いということで、1つには、私としては、あえて述べない、「今後の高齢者人口の」云々「促進に向けて」というのは。だからここは、最後の部分は、「ユニバーサルデザインの考え方に基づき、誰もがまちなかで安心して安全・快適に過ごせるよう」ということで十分意味が通じるというか、全体講評ですので、長谷川委員もおっしゃられるように、一つひとつをちょっと挙げていくと長くなるということもありますので、この部分をちょっと削除するという考えは、皆様、いかがでございましょうか。

太田委員、どうぞ。

太田委員 この4行なのですけれども、ちょっと書き方を工夫すれば意味が通じるのではないかなというふうに思うのです。

例えば、地域共生社会の形成に向けた課題ということなのでございますけれども、その中の1つが、やっぱり高齢者人口がどんどんふえてくることであつたり、それから、障害者の社会進出がこれからどんどん著しくなるというような、例えばこういうようなことが地域共生社会の形成に役立つということだと思つるので、地域共生社会というのをばんと最初に持ってきてしまうと非常に抽象的な概念で、ここにいる先生方は皆さんおわかりになると思うのですけれども、一般的な人からすれば、例えばどういう人なのだろうということで、高齢者人口がふえてきて「ご高齢の方なんだな」とか、障害者の社会進出、「うん、そうだよな」というような、1つの具体的な例示としてこれを上手に何か入れ込んだほうがわかりやすいのではないかなというふうに、私は思います。

八藤後会長 ありがとうございます。

今のご発言は、第3部会のまとめについておっしゃられているのでしょうか。

「地域共生社会」という文言は、第3部会のほうにはあるのですけれども。

太田委員 そうです。

八藤後会長 そういふことですか。

いかがでしょうか。

稲垣委員 稲垣ですけれども、フォローいただきましてありがとうございます。まさしく私の最初の意図はそうです。ちょっと地域共生社会という言葉だけでは抽象的というか、一般的な言葉なので、わかりやすくするために例示をしたという、まさしく今のご意見のとおり、私の意図はそこだったのですけれども、日本語の書き方ですかね。「例えば」というのを入れますかね。

「例えば」というのを入れたとしても、「例えばに私は入らないの」というような、やっぱりちょっとエクスクルージョン（排除）のような意識が。

太田委員 全てをわかりやすくカバーするのは難しいですよね。でも、わかりやすい1つや2つや3つぐらいのことが例示されていれば、そこからのイメージーションというのはやりやすいと思うのですけれども、ばんとこの「地域共生社会」というだけでくくられると、何だろうなあというふうな感じが私はするのですけれどもね。

八藤後会長 この議論を聞いていて、まさにユニバーサルとは何か、一人ひとりをどう見ていくかということだと思ふのですが、これは広くご意見を伺いたいと思います。

1つは、高齢者とか障害者とか、こういう言葉を個別にはもう挙げない、最初から幅広い人が対象だということで、それをこの文章の中には、第3部会のまとめにしろ、全体講評にしろ、もう入れないというのが1つ。

それからもう1つは、とはいっても、普通の人から見ると、普通の区民とかから見ると、「でも、これ誰が対象にユニバーサルデザインとかいっているのかよくわからない」ということで、やっぱり高齢者とか障害者というものの例示というのは、より区民にわかりやすくするためには必要なのではないかと、そんな趣旨でよろしいですかね。

その2つ、ちょっと大きくくりでございますけれども、皆様からご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

では、まず上田委員からどうぞ。

上田委員 上田です。

先ほど清水課長からご説明いただいた後期計画方針の27ページ、「共生社会の視点をまちづくりに活かす」という、(3)の③ですが、こちらの文面にございます「国の『共生社会ホストタウン』登録自治体として」と、これは世田谷区ということですが、それ以降、「高齢者・障害者をはじめ、より多様な人及び若い世代がユニバーサルデザインのまちづくりに関わり、様々なニーズへの理解を広め、社会的障壁（バリア）を取り除いていきます」とございますので、これに鑑みますと、まず第3部会は、それぞれ部会の講評ということですので、細かい事例、例えばというこの事例が載っていて、その上で「共生社会の形成に向けた諸課題を踏まえつつ」という記載があっただけだと思います。

逆に、全体の講評において、この細かい具体例を割愛しまして、第3部会の言葉をいただくとしましたら、「地域共生社会の形成に向けた諸課題を踏まえつつ、ユニバーサルデザインの考え方に基づき」云々というふうにつけて全体講評として総括してはいかがかと思えます。

八藤後会長 ありがとうございます。

では、山形委員、いかがでしょうか。

山形委員 山形です。

先ほどご意見をいただきました明石委員のご意見の確認も含めてということなのですが、男女共同参画の視点も盛り込んでというようなご指摘というのはすごく大切なご指摘だなというふうに思って聞いていたのです。そのことに関して、共生社会というところでその男女共同というようなところも含めて検討していきますというような区の事務局さんのご返答というのを聞きまして、ちょっと感じたことなのですが、共生というのと男女共同参画ということに関しての本質というものは違いますよねというようなところ、ちょっと僕も引っかけたというところがありまして、そこに完全に含めて議論をしていいのかというところがちょっと気になったということです。

女性は女性として、男性は男性としてというスタンスというのと、それから、性を問わずというようなところはそもそも別のものなのではないかなというふうに思いましたので、そのあたりのところはちょっと確認できたらなというふうに思います。

男女共同参画、共生というところと合わせて高齢者・障害者というようなところで例示をするというようなところでの表記の仕方ということでしたら、個別の表記というものは必要なのかなというふうに感じました。

以上です。

八藤後会長 ありがとうございます。

そうしますと、ただいまのご意見ですと、これは、今のスパイラルアップの点検・評価・改善、29年度のこれに対する内容というよりは、むしろ今後の第2期の素案に関するご意見だというふうに考えてよろしゅうございますか。

山形委員 ただ、両方かなと思ひまして。最初の、全体講評の中で例えば男女共同参画の視点というようなご意見があったということを受けてということなので、それは、今年度の講評に含めるのか、次年度重点的にとなるのか、どちらがいいかというのはちょっとまだわかりかねるところはあるのですけれども、どちらにも生かせるということになるのかなというふうに思いました。

八藤後会長 ありがとうございます。

そういうご意見でございましたので、そうしますと、例えば私が2つちょっとざっくりと選択肢を挙げたのですけれども、男女共同参画のような文言をここで入れるということよりは、むしろ、いわゆる高齢者・障害者というものを取ってしまって、その中で、ニュアンスとしてはもちろんありますよというふうなまとめ方でいいのではないのかなと。そういうことでよろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

では、どうぞ、齋藤委員。

齋藤副会長 齋藤です。

私は、全体講評のところは、高齢者の人口とか障害者云々のところをとりわけ書かずにやったほうがいいという意見です。

先ほど、上田先生のほうからおっしゃっていたようなことと同じ意見なのですけれども、こちらの資料2-5の2ページ、アスタリスクの1にユニバーサルデザインの説明書きがあって、ここでは、「ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、国籍、能力等にかかわらず、できるだけ多くの人を使いやすい生活環境にする考え方です」とばんと書いてあって、その下に、「これまでのバリアフリーの取組みは」云々と書いてあるのですよね。

実際の整備項目ですとか基準を取り上げて考えたりするときに、高齢者の方の場合とか、聴覚障害の方の場合とかと、個別の人々が登場してくるのではないかなと思うのですね。トイレなどの場合は、男性、女性とか、子育てしている人とか、内臓障害のある人とか、そういうふうに関別の事例で本当にいろいろなケースが登場してくるというふうになりました。

なので、今後の大きい流れの中の、高齢者人口の増加というのはその中の1つではあるのですけれども、第1部会、第2部会、第3部会、またはそれぞれの施策のところに書いてあると思うので、全体講評の中ではことさら取り上げなくても大丈夫なのかなというふうに感じました。

八藤後会長 ありがとうございます。

小島委員、どうぞ。

小島委員 小島です。

私も、全体講評の中で2点お伝えしたいと思います。

今、ちょっと譲り合った部分なのですけれども、同じところを伝えたいと思いました。

やはりぶれないということがとても大事だと思うのですね。これからいろいろとどんどん後期計画を進めていく中で、ユニバーサルデザインに関する説明という言葉が問われていくと思います。そこで、どんどん進化していくということはあってもいいと思うのですけれども、基本的に誰を対象としているのか、また、どんなことを対象としているのかということは、やはりぶれていけない、統一するという姿勢を文の中にも押さえていかなければいけないのではないかと。

特に、世田谷区はこの共生社会のホストタウンということで、多くの外国人のお客様がオリンピックのときに来られて、その方たちのことも考慮して、第2部会ではサイン計画についても話し合いました。なので、そういう意味では、とても広い意味で世田谷区が考えていく計画というものはユニバーサルデザインを含めているのだということを見据えられるような文ができるといいのかなというふうに、1つは思います。

またちょっと議論が別のところに行くのですけれども、全体の講評の2つ目のセクションのところに、「開催まであと約2年となった、東京2020大会に

向けて」というふうにあります。ここで今話し合ってきた第1部会から第3部会まで話し合われている細かいことは、オリンピックのことだけには限らずに、日常的な災害への備えであるとか、あるいは、日常生活の環境改善のことについて書かれているものも多いです。なので、そのあたりは誤解を与えないようにしなければいけないと思います。

私たち委員はとても深く中の内容を議論していますので、とてもよく把握していると思うのですが、これを区民の方たちがホームページあるいは区報、そういったところで知るときに、言葉だけで理解するということはとても難しい作業になってくると思います。そのあたりのことも考慮しながら全体の講評というところに使われる言葉を検討しなければいけないかなというふうに思いました。

以上です。

八藤後会長 ありがとうございます。

ほかにございますか、この件で。

この全体講評と各部会のまとのことでのご意見でございますか。太田委員、どうぞ。

太田委員 今のご説明を伺いまして、私もそうだと思います。このユニバーサルデザインというのは、この言葉自体がまだまだそんなに一般の人たちに浸透していると思えないのですよね。

我々は、コンクルージョン（結論）というかまとめるのに格好いい言葉でもってまとめる必要はなくて、例えばユニバーサルデザインの対象者の1つはこういう人なのです、こういう人なのですということを何度も何度も繰り返すことがあっても決して間違いではないと思うのですよ。文章として格好よく「地域共生社会」、結構でございますけれども、何かあまり格好よすぎて、果たして具体的には誰なんだというようなことでもって、いつもこのユニバーサルデザインにつきまとう基本的な問題だと僕は思っているのです。ちょっと格好悪いとか、言い足りないとか、対象としている人たちを全て列挙していないという恨みはございますけれども、何かすぐ思いつく対象があるならば、それをくどいようですけれども繰り返してやっていくということは大事なのではないかなと思っております。

八藤後会長 ありがとうございます。

そろそろ時間的にまとめなければいけないのですけれども、まずは第3部会のまとめについては、今までの議論に鑑みますと、せっかく稲垣委員が先ほどまとめていただいたのですが、これをもとに戻して、こういう表記でもいいのではないかというようなこと。

それから全体講評に関しては、「今後の高齢者人口のさらなる増加や障害者の社会進出の促進に向けて」という部分はとってしまうということでご了解をいただけるかなということ。

それから、小島委員のお話ですが、例えばこの「東京2020」とか、突然出てきたみたいなの、そういうことですよ。この辺に関して具体的に、こういうふうに直すといいとか、あるいはこういう表現はどうだというのがもしあったら聞かせていただきたいのですけれども。

小島委員 この「東京2020大会」があることはもちろん事実ですので、例えば「東京2020大会、災害に備え、また日常の生活環境のさらなる改善に向けて」とかということが、内容としては網羅しているのかなというふうに思います。

八藤後会長 ありがとうございます。

はい、どうぞ。

長谷川委員 私はこの表現でいいと思っています。

その理由は、一般的には思っているほどには2020大会に向けて心のバリアフリーに取り組む気運は高まっていないということが、申しわけないのですけれどもあって、その中でも世田谷区は盛り上がっているということは私は大変素晴らしいなと実は思っているのです。なので、アメリカのホストタウンというとすごく大きなことですし、実際競技があるということもどこでも取り組めることではないので、この段階での講評にそれを入れておくというのは、世田谷ならではの取り組みとして書けるということ自体が素晴らしいなと思って私は読んでいたので、このままでもいいのではないかなと思います。

八藤後会長 小島委員は、この2020は残した上でということですよ。

小島委員 そうです。

八藤後会長 災害のこととか日常生活のこととか、そういう身近な問題もち

ちゃんと忘れないでくださいということだと思いますけれども、これはいかがでしょうか。一つひとつが細かくなると、またさらにいろいろなことをつけ加えたくなるというのはあるのですけれども。

確かに災害のこととか日常生活のことというのは細かく中では話し合われていますので、もし何かご意見がほかになれば、これはいかがでしょうか。小島委員が先ほどご発言いただいたように、2020大会はもちろんだけれども、災害と日常生活に関することなども、そういうことに我々一生懸命取り組んできたのだということをおえて挙げてみてもいいのではないかとということで、私もそのようにしてみたらどうかなというふうに思っています。

事務局のほうとしては、何かこれについてございますでしょうか。

都市デザイン課長 そうしましたら、この「東京2020大会」の後に、先ほど小島委員がおっしゃった「災害への備え、日常の生活環境の改善」という文言を追記するという形ということであれば、事務局としては特にございません。

八藤後会長 小島委員、よろしゅうございますか。

小島委員 最後に「など」というのがあったほうが、より具体的かなと思います。

八藤後会長 ということでございます。よろしいですか。

それでちょっとひと区切りついたと思うのですが、先ほどの……

長谷川委員 済みません。私はこのままでいいと思うのですけれども、皆さんが入れたほうがいいのかということであれば構わないのですが、この後の「区民や商店街等では」というところも変えないとおかしいかなと思うのです。そうしませんと、区民のだけでいいということになると思いました。

八藤後会長 済みません。細かいところまで気がつきませんで。皆さん、よろしいでしょうか、今のところ。

どうぞ。

都市デザイン課長 事務局からご提案なのですが、逆に「開催まであと約2年となった」というところの前に、先ほどの「災害への備え、日常の生活環境の改善などはもとより」というのを追加してはいかがでしょうか。

八藤後会長 そうすると、後の文章がすんなり読めるということですね。あ

りがとうございます。それではこのところはよろしいでしょうか。

では、そのように変えさせていただくのと、実はちょっと気になっていたのですが、「高齢者人口のさらなる増加」というのは第3部会のほうで残るのですが、外から世田谷区は多分流入がないと思いますので、団塊の世代ももう高齢者人口に入ったので、人口の絶対数はふえなくて、高齢者率がふえるということだと思いますので、「高齢者率のさらなる増加」というほうが適切かなということで、これもよろしいでしょうか。

それで、1つ、鈴木委員の話をちょっと置いてしまったのですが、区立施設に関しては今後見直していくということは一応明記されておりますので、恐らくその意見は反映できるのではないのかなと思いますけれども、さらに民間の建物などにおいても広くということについては、これも先ほど議論がありましたスパイラルアップとか、区民みんなでユニバーサルデザインに向けて、そういうところで包含していただくと。

それで、今後の計画については、こうした民間施設などの改修なども含めて、これは権利として区民が持っているものですので、そういうことを知った上で、民間の建物についてもさらなる向上をしていく必要があるというのを今後の計画の中などでは盛り込めるところは盛り込んでいく、そのような扱いで、鈴木委員、よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。では、ご了解いただけたということで。

ちょっと時間が過ぎておりまして、まだ実はいろいろとあるのですね。それでは、最初の「ユニバーサルデザイン推進事業のスパイラルアップ（点検・評価・改善）について」という議題に関しては、これでよろしゅうございますでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、スパイラルアップの講評については、議論のあった点、一部修正をかけて、事務局にて取りまとめの上、会長が確認いたしまして、正案とさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、審議事項の2つ目になります。「ユニバーサルデザイン推進計画(第2期)後期(素案)について」です。まず、事務局よりご説明をお願いします。

都市デザイン課長 都市デザイン課長清水より、ユニバーサルデザイン推進計画(第2期)後期(素案)についてご説明させていただきます。

資料2-1をごらんください。

1の「主旨」でございます。ユニバーサルデザイン推進計画（第2期）は、平成27年度から10カ年の計画で、前期4カ年が平成30年度で終了いたします。後期4カ年の計画を策定するため、昨年度より当審議会でもご議論をいただいているところでございます。

このたび、後期4カ年に取り組む施策・事業の整理などを行いまして、素案を取りまとめましたので、御報告するものです。

2の「これまでの経過」でございます。前回、平成30年1月の当審議会で骨子（案）をご審議いただきまして、その後、議会のほうに報告をいたしました。6月には区民意見交換会を開催しております。

3の「区民意見交換会について」です。区民意見交換会については、担当係長の栗野よりご説明させていただきます。

担当係長 担当係長の栗野です。資料2-2と資料2-3のほうで説明させていただきます。

資料2-2につきましては概要、抜粋になっておりますので、2-3のほうをごらんください。

日時が平成30年6月9日土曜日に、こちらのブライトホールで意見交換会のほうを開催させていただきました。

参加者は、区民の方が19名になります。うち、車椅子の使用者が4名、視覚障害者が1名、聴覚障害者が1名、高齢者6名、大学生3名という形になっております。

プログラムになります。「ユニバーサルデザインのまちづくりとは」の説明をさせていただきました。その後、ユニバーサルデザイン後期計画（第2期）の骨子の25事業を説明させていただいております。その後、意見交換会をさせていただいたのですけれども、今回は、意見交換会の中で、参加者が興味を持ったことや意見を出し合いたいことをテーマに話し合いをさせていただきました。通常はちょっとある程度議論を絞ったりすることがあるのですけれども、まず、この25の事業の中からどういうことに興味がありますかという、このテーマについて少し時間を多めにとらせていただきました。出されたテーマに共感する人が集まってグループをつくり、意見交換会を行っております。

下のほうが、意見交換会の写真とか風景になります。

続いて2ページに移っていただきますと、下のほうなのですけれども、新たな25の施策・事業について、1から25までなのですけれども、それぞれここでいただいた意見のほうを記載させております。

資料2-2のほうに戻っていただきたいのですけれども、2-2の一番下の4の「主な意見」を説明させていただきます。4点ほど挙がっております。

多機能トイレの機能分散を図るなど、トイレの空間を充実させてほしい。サイン整備について、見やすさや表示方法に配慮し、配色や配置の大きさなど、デザインやピクトサインの統一が必要という意見をいただいております。災害時に避難所として学校施設が使われるため、トイレの整備の必要性があるというのもいただいております。公共交通等のサービスの充実について、バスの時刻表等、全ての人にとってわかりやすい情報提供が必要という主な意見をいただいております。このいただいた意見は各区の所管課のほうと調整させていただきます。後ほどちょっと説明がありますけれども、後期（素案）の取組みとか、検討の方針の施策の中に入れさせていただいている状況でございます。

意見交換会の説明は、簡単ですが以上になります。

都市デザイン課長 では、資料2-1の裏面をごらんください。

「後期計画の期間」は、記載のとおり、平成31年度から、平成は来年度で終わってしまいますけれども、4カ年となります。

5番の「後期計画（素案）について」でございます。資料2-4と資料2-5をごらんください。

資料2-4は、素案の概要でございます。今回の後期の計画は4章と資料編から構成されておりました。第1章は「ユニバーサルデザイン推進計画の趣旨」ということで、前期計画の内容を引き継いでおります。

第2章は「ユニバーサルデザインの施策の歩み」ということで、前期計画で記載していた内容に加えまして、2-3が今回新たに詳しく書かれておりますが、第2期の前期計画、平成27年度から30年度における特徴的な取組み7項目をこちらの概要のほうには記載しております。この部分は、前回の骨子(案)より詳しく書き込んでおりました。詳細は資料2-5の15ページから24ページまでに詳しく記載しておりますので、後ほどごらんいただければと思い

ます。

また、第3章は、「推進計画（第2期）後期」ということで、見直しの背景、審議会からのご意見やご提案、それから後期計画の方針を記載しております。

また、先ほど最初にご説明しましたが、資料2-5の28ページが、事前にお送りしたものは白いページになっておりましたけれども、そこに「共生社会ホストタウン」の概要ということで、きょう机前にお配りした資料が入る予定でございます。

それから、3-2というところで、前回の審議会でご説明しましたとおり、28の施策・事業を25に整理・統合しております。

3-3としまして、個別の施策内容を記載しております。資料2-5のほうでごらんいただきますと、31ページから57ページまでが個別の施策内容となっております。前回の骨子（案）と変わったところを申し上げますと、取組みと年次別計画を詳しく書き込んでおります。

また、先ほど栗野よりご報告しました区民意見交換会の主な意見を踏まえまして、3-3の個別の施策内容の取組みの方向性や取組みに追記をしております。

また、個別の施策内容に下線が引いてあるところがございますが、ここは前期計画から変更や追記をした部分でございます。

個別の施策内容の年次別計画につきましては、現在各担当課と調整中のものがございますけれども、現時点のものを書かせていただいております。

第4章の「ユニバーサルデザインの推進の仕組み」は、前期計画の内容を引き継いでおります。

また、資料編につきましては、資料2-5の62ページの「資料編」というところで、項目名のみ掲載しております。前期計画のときと同様の項目を掲げておりまして、データの的には数字が変わってきていますので、今後追加してまいります。

では、最初の資料2-1の裏面にお戻りください。

6の「今後のスケジュール」でございます。

9月に区議会の都市整備常任委員会で素案を報告しました後、9月から10月にかけて素案についての区民意見募集を行います。11月には当審議会でご本

計画の案をご審議いただき、答申をいただきたいと考えております。

年明けまして、平成31年の2月に区議会のほうに案を報告しまして、3月に後期計画を策定する予定でございます。

説明は以上でございます。

八藤後会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまから審議に入りたいと思いますが、ただいま説明がありましたユニバーサルデザイン推進計画（第2期）後期（素案）についてご意見を伺うのですが、これは別に、きょうここで確定してしまうというものではございませんので、そのおつもりでというか、ご意見をいただければと思います。何かあれば。

では、當間委員、お願いします。

當間委員 當間と申します。よろしくお願いします。素案とはちょっと違うのですけれども、資料関係で質問したいところがあるのでお願いいたします。

2-3の資料です。意見交換会の報告資料の中なのですけれども、これは意見交換会に参加した人の発言をまとめて書いたものということは十分に理解しております。その上でちょっとお伺いしたいことがあります。

6ページをごらんください。6ページの22「多彩な情報媒体の普及」のところですか。聴覚障害者に関することが載っているのですけれども、そこを読むと、どういう意味でこんな言葉を使って書いてあるのか理解できないというところがあるのです。つまり、「文章力が弱い」という言葉、その言葉を書くべきでしょうか。頭が弱いという言い方、一般的にはそういうふうには言わないと思いますよね。ですけれども、文章力が弱いというふうに書いてある、それはどういう意味で書いてあるのか。

聴覚障害者の中には、文章を書く、読み書きをするのが苦手な人がいます。それは、学力・能力なのか、知的能力の問題なのかということではありません。そういう問題ではないのですね。もともと日本語を自分で言語として獲得していないというところなのです。ですから、「日本語の文章の読み書きが苦手」という書き方が正しいと思うのですね。

参加者が発言した意見だということで、区のほうの考え方でないということにはわかっているのですけれども、この文章をここに会議資料として載せたとい

うことに関してすごく違和感があります。

もう1つお願いいたします。「聴覚障害者でも手話を使える人は少ない」という文章があります。これもちょっと変えてほしいのですね。使える人がいる、使えない人もいるというように、そのように配慮していただきたいと思います。少ないとか多いとかいう問題ではないのだと思います。使える人、使えない人、どちらもいるということで、その辺の配慮をしていただきたいという意見を2つ申し上げました。よろしくお願いいたします。

八藤後会長 ありがとうございます。

文章にすると偏見とか誤解を招くのではないか、そういう表現があるということについてですが、これは事務局のほうとしてはどのように扱っていくかということについて、ご見解をいただければと思いますが。

都市デザイン課長 都市デザイン課長の清水です。

當間委員、ご指摘ありがとうございます。こういった資料を作成する際に表現には気をつけているつもりでしたが、今ご指摘いただいた2点については、大変私も不適切だと考えております。申しわけございませんでした。

この資料については、区のホームページ等で公開するものではないので、今後もし配布するというような場面がある場合には、ここの部分については訂正をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

八藤後会長 私から質問なのですが、参加者には、発言内容の公表についてどのように説明をされておりますでしょうか。

都市デザイン課長 発言内容について公表するということは申し上げておりませんけれども、この意見交換会でいただいた発言内容ですとか提出していただいたシートについては、本日の区民意見交換会の成果として審議会ですとか庁内に報告させていただきますというご説明をしております。

もう1点、先ほどの資料については、本日皆様にお配りしているものはちょっと訂正して、差しかえのものを後日送らせていただきます。

以上です。

八藤後会長 ありがとうございます。

ただ、発言された方が、そういう扱いをされたことについて後でどのような

お気持ちになるのかということもやはり考慮しなければいけないと思いますので、これについてはきょうあまり議論をする場ではございませんので、そのあたりもご配慮の上、処理をしていただければというふうに思います。

では、引き続き議論のほうに入りたいと思います。ただいま事務局から説明がありました推進計画（第2期）後期（素案）、いかがでしょうか。

齋藤委員、どうぞ。

齋藤副会長 齋藤です。

資料2-4の裏面のほうに、25施策・事業のところに新規で7番「ユニバーサルデザインによる本庁舎の整備推進」というのを入れていただいているのですけれども、表面のほうには特にはないのですよね。

東京2020大会の開催と同じぐらい本庁舎の改築はシンボリックなことなのかと思うので、25の施策の中に新規が入っているだけではかなり埋もれてしまう感じがするのですけれども、世田谷区さんでは庁舎の改築というシンボリックな公共施設のことはわざとこの表面には書かないというような方針なのでしょうか。

質問の仕方がちょっと変かもしれないのですけれども、どうして入っていないのかなという、素朴な疑問でございます。

八藤後会長 私は勝手に、区立施設のユニバーサルデザインの推進という中に含まれているのかなと思いましたがけれども、これだけの大事業なので独立させてあげてもいいと、そういうご発言内容でしょうか。

齋藤副会長 そうですね。計画の見直しというところには入らないのかもしれないのですけれども、全然入っていないというのも何となく寂しいなど。

というのは、庁舎のバリアフリーだとか、ユニバーサルデザインの視点での改善というのは、ずっと長年トライされてきたことで、なかなか実現もできなかったという難しい問題でありましたので、あえて質問させていただきました。

八藤後会長 事務局のほう、いかがでしょうか。

都市デザイン課長 都市デザイン課長清水です。

特に表立って書かないという意図は全くなかったのですけれども、前回、骨子（案）のときの概要版を今改めて確認しましたところ、それを今回の素案にも引き継いでいるのですが、前回、後期のまとめ方ということで、1「東京2

020大会の取組みを活かす」、それから、2「多様なツールによる情報提供への対応」、3「共生社会の視点をまちづくりに活かす」という3項目がございまして、その「共生社会の視点をまちづくりに活かす」の中に本庁舎の建てかえについて言及しておりました。

今回、この見出しが、3章の3-1の(3)「後期計画の方針」というところで①、②、③となってしまうために、③の中に本庁舎が隠れてしまったという状況になっております。

ここに本庁舎という言葉を入れたほうが良いというご意見ということでしょうか。

八藤後会長 齋藤委員、あるいはほかの方からのご意見でも結構ですが、本庁舎に関する事、いかがでしょうか。どうですか。

齋藤副会長 私は、何か入れたほうが積極的な姿勢が打ち出せるのではないかなというふうに思います。

もちろん公共施設は庁舎だけではなくてたくさんあるわけなのですが、そういう公共施設の改善に向けたシンボルとしても何か入れてもいいのかなというふうに考えている次第です。

八藤後会長 太田委員、どうぞ。

太田委員 太田でございます。

たまたまこの庁舎を建てかえるということでございますよね。そのときに、ユニバーサルデザインを具体化できるわけですね、いろいろな形でもって。ですから、区立の施設等の整備推進という中に入れるのも結構でございますけれども、ここは100年に一度ぐらいの出来事かと思っておりますので、ここだけはちょっと突出して、新しい庁舎を見れば、世田谷区がユニバーサルデザインにどのようにかかわっているか、その具体例がわかるぐらいの象徴的な意味合いのあるものだと思うので、ここはもうちょっと力を入れていただいていた方がいいと思います。

八藤後会長 今、お二人から、特に太田委員から強く、これはぜひ前面に出して、その取組みについて掲げていくべきだというようなご意見でございますけれども、皆様、いかがでしょうか。

事務局のほう、どうぞ。

都市デザイン課長 今、概要版には本庁舎というのは出てこないのですけれども、こちらの資料2-5の27ページのところには、(3)「後期計画の方針」の③の2段落目のところに「本庁舎の建て替え」ということで言及をしております。

以上でございます。

八藤後会長 この概要版というのは外に出るのですよね、当然。ということは、ここに出すというのはやっぱりそれなりの強い意志を示すということになると思いますので、概要版のほうに庁舎のことを出して、資料1-2の分厚いほうはこのままでいくというのは、整合性のことで何か問題がありますでしょうか。

都市デザイン課長 整合性の面からいって特に問題はありませんが、このつくりとしては、見出しを概要版のほうに載せているというつくりになっていますので、もし載せるとすると、見出しを変えるか、あるいは、書かれている中身を少しここに追記するか、どちらかの方法が必要かと思います。

以上です。

八藤後会長 私からの質問になりますけれども、見出しが変わるとというのは、分厚いほうの26ページのNo8「区立施設のユニバーサルデザインによる整備の推進」という、これ自体は変わらないのですよね。

都市デザイン課長 今、会長がおっしゃったのは、区立施設の整備の推進は引き続き実施するというので、それは引き続き実施いたします。

本庁舎の整備推進は、先ほど齋藤副会長がおっしゃったように、7番として新規事業で出てまいります。

八藤後会長 ごめんなさい。7番というのはどこですか。

概要版の7番ですね。失礼いたしました。逆に私が混乱をさせてしまいました。申しわけございません。先ほどから言っているのは、全てこのA3判の大きい紙の内容だけで事務局はお話をされております。

では、ちょっとまとめたいと思いますけれども、区役所の新築については一大事業ということと、世田谷区のユニバーサルデザインの推進ということでシンボリックなものであろうということで、ぜひこれは概要版のほうに載せてみてはどうだろうか。その上で、私が、この分厚いほうの資料1-2の内容と

整合性の面で問題ないですよねというふうに言ったので、それはイエスということでもよろしいでしょうか。

そうすると、そのようなちょっと修正を概要版のほうでやっていただくというようなことになりますが、皆様、よろしいでしょうか。

では、ほかに意見がありましたら。どうぞ。

稲垣委員 日本大学の稲垣ですけれども、資料2-4と資料2-5で、ちょっとストーリーとして気になるのが、第3章の3-1の(2)のところなのです。この3-1の流れというのは、「後期の推進計画に向けて」というタイトルが3-1になっていて、(3)にある「後期計画の方針」を導き出すためのストーリーがここに書かれるべきところだというふうに私は理解しているのです。

(1)のところは「見直しの背景」というのがあって、それは恐らく第1章、第2章を受けて「後期計画の見直しの背景」というのが来ていると思うのですね。

その次の(2)がちょっとよくわからなくて、「世田谷区ユニバーサルデザイン環境整備審議会の提案」というのがぽっと出てくるわけですね。本文、こちらの冊子のほうを見ると、25ページ、26ページになるのですけれども、ここはちょっと流れが途切れちゃっているのかなと。

(1)と(3)、25ページと27ページは対応しているような形はあると思うのですが、途中の26ページの(2)の①、②、ぽんぽんぽんぽんというのが、審議会というのは我々ですので、提案とか意見というのが何をを受けて出てきているのかなと。ここがご説明いただきたいところなのですけれども、意図がちょっとよくわからない。

八藤後会長 ありがとうございます。私もちゃんと気がつきませんで、ご指摘ありがとうございます。

まず、区役所の庁舎の新築という話以前に、この概要版とそれから分厚いほうの資料2-5の関係はもちろんですけれども、資料2-5の中でも少し流れが悪いのではないかとということでございますが、いかがでしょうか。

都市デザイン課長 都市デザイン課長清水です。

こちらが、前回の骨子のときは、A3判の左下のところに、スパイラルアップの考えでユニバーサルデザイン環境整備審議会が評価という、小さい枠がご

ざいまして、そこでこれまでいただいた主な評価を箇条書きにしております、それが今回ここに出てきたのですけれども、ちょっとこの肉づけが足りていなかったというふうに再認識しております。

社会的な背景が（１）であって、審議会の皆様からいろいろご意見、ご提案をいただいて、それを踏まえて方針という流れなのですけれども、ここをもう少し丁寧に資料２－５のほうで書き込むべきだというふうに今思っております。

八藤後会長 それでは、それは検討するのに十分な時間が必要かと思imasuので、今この場ですぐには、ここをこう変えるというふうには言えないと思うのですが。

稲垣委員 たびたび済みません。日本大学の稲垣ですが、ということは、ちょっと私が理解したのは、（１）の後期計画の見直しの背景を受けて、こういう背景に関して審議会で何か検討して提案とか意見がありますよということではなくて、（１）は背景があって、それと横並びで、どんどん２０２０が近づくだとか、先ほどの男女共同参画の話とか、そういうのがありましたけれども、社会がどんどん変化していく中で、前期のこの審議会の中でこういう提案とか意見が出てきていますとあって、その（１）と（２）を受けて、（３）で方針といったようなものをまとめていくという流れですね。わかりました。なので、そのフローがわかる文章を２６ページのところに書き込んでいただければ、私のような理解の足りない人が出てこないと思います。わかりました。

八藤後会長 では、事務局のほうからお願いします。

都市デザイン課長 何度も申しわけありません。どちらかというと、第２章のスパイラルアップの取組みと、この２－３の第２期の２７年度から３０年度における特徴的な取組みをごらんになって、審議会からいただいたご意見、御提案ということで、３－１の（２）というふうな流れになっております。

以上です。

八藤後会長 ありがとうございます。今、一瞬ついていけなくなりましたけれども、ありがとうございます。大変重要なお指摘をいただいたと思います。

という直しの中で、新庁舎の話はどこに入れると適切かというのがおのずと答えが出てくると思います。全体を見ないと「ここに入れなさい」というのがちょっと言えないので、そのストーリーの中でこの庁舎の話を入れていただく

ということ。

これはきょうこの場で固まってしまうわけではございませんので、後ほどまた話し合いができるのですが、ただ、対外向けに出ますので、一応このことは、事務局と会長、私のほうで直したのを見て、場合によっては関係の委員の方にも、稲垣委員とかちょっと見ていただいた上で、それをきょうの審議の結果ということを出したいと思いますが、それでよろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

では、ちょっと時間も迫っているのですが、それ以外にもし、この（第2期）後期（素案）についてご意見あれば、どうぞ。

柏委員 柏です。

私は、第2章の2-3の（2）「UDのまちをつくる」とか、（3）の「UDによる情報とサービスを広げる」という部分が、何かタイトルがUDのまちをつくるととても大きくなっているのですけれども、わずか1ページの半分ぐらいでしか説明していない。次の（4）とか（5）とは写真入りですごく細かく説明されているのです。「UDのまちをつくる」で、「区民・事業者・区で連携して進めた」というふうに書いてあるので、せっかくですので、そこももう少し具体的に、その具体例をもっと取り上げたほうがいいかなというふうに感じました。

八藤後会長 いかがでしょうか。事務局のほうで。

都市デザイン課長 都市デザイン課長清水です。

確かに、ご指摘のとおり、「UDのまちをつくる」のところがページで3分の1で終わっております。実際に新たな適合証を定めたりですとか、いろいろな取組みはしておりますので、ここはもう少し書き込みをふやしていきたいと思えます。

以上でございます。

八藤後会長 内容を少し充実させていただけるということですが、そのことで何か要望などもしあれば今言っておくといいと思いますが、柏委員、いかがでしょうか。

柏委員 特に世田谷区が先進的なこういうことをやったというのがもしあれば、そこを取り上げていただければと思います。

八藤後会長 それもつけ加えていただいたものを後で私のほうで見せてもらって、柏委員にもちょっと見ていただくかもしれませんが、そのような進め方でよろしゅうございますでしょうか。

それでは、ほかにありましたら。當間委員、どうぞ。

當間委員 當間です。

素案に関してですが、資料2-4です。A3の資料です。基本方針についての最後の部分です。ユニバーサルデザインによる情報とサービスを通してコミュニケーションの拡大ということが書いてございます。それについてですが、例えば分厚いほうのページ53ページに載っているNo22ですね、「多様な情報媒体の普及・活用の推進」という項目のところですか。その部分に合うかどうかはちょっとわからないのですが、例えばお互いのコミュニケーションということは、一方的なことではなくて、情報を受け取った側がどうアクセスするか、アクセスできるかということも含まれていると思うのです。例えば、区のホームページを見て何か問い合わせをしたい場合、電話番号は載っています。けれどもFAX番号が載っていません。ないということが幾つかあります。

そのように、情報を提示しても、情報を受け取るとはいいのですが、それに対して問い合わせは電話だけというのは、ユニバーサルデザインに合わないように思うのです。そういう気持ちになります。

その意味でも、活用の推進に関して、そのところに逆にアクセスができるような環境整備があるかどうかということの検証をお願いしたいということです。それも含めていただけますでしょうか。

八藤後会長 情報のユニバーサルデザインということの本質について、まさによいご指摘をいただいたかなというふうに思っております。事務局のほうでいかがでしょうか。

都市デザイン課長 都市デザイン課長清水です。

當間委員、ご指摘ありがとうございました。確かに、今の資料2-5の53ページ、事業のNo22のねらいと取組みのところを見ても、わかりやすい情報提供を図るですとか、テキストデータの提供を行うと、提供のことは書いてありますが、どのようにアクセスできるか、問い合わせできるかというところには全く触れておりませんでしたので、今のご指摘を踏まえて、少しここは修

正をさせていただきたいと思います。

以上です。

八藤後会長 ありがとうございました。

ほかにございますか。

では、明石委員、どうぞ。

明石委員 明石です。

個別の施策の内容の所管部のところなのですが、都市整備部だけだったのが随分いろいろな所管の方が参加してくださるといふか、名前が載っているようになったと思うのです。でもまだちょっと足りないところがあるような気がするのですけれども、これというのは、後ほどこの所管の方をお願いしたいとか、そういうことはできるのですか。

八藤後会長 いかがでしょうか。

都市デザイン課長 こちらの事業の下のほうに、今回後期計画ということで取組みを具体的に書かせていただいておりますが、これを担当している部署がこの中に入っているのですが、お願いするという意図がちょっとわからなかったのですが、もう一度よろしいですか。

明石委員 お願いするといふか、ここに所管部として載せる余地はまだあるのか。例えば、ここは足りないではないですか、とかというところを載せることができるのかということをお聞きしたいなと思います。

八藤後会長 どうぞ。

都市デザイン課長 そうすると、例えばこういう部署のこういう事業をここに入れるべきではないかというご意見はいただいて、関係所管と調整をさせていただきたいと思います。

以上です。

八藤後会長 もし今あるようだったら出していただければいいかと思えますけれども。どうぞ。

明石委員 例えば第1部会のNo2です。「ユニバーサルデザインを広めるイベントや講座の開催」のところで、小学校への出張講座を区民の協力者とともに行うというところで、学校関係と一緒にこれから教育の部分でやっていかなければいけないのですけれども、教育の所管のところは抜けているなど。

やはりこれからユニバーサルデザインは教育のところがすごく肝になってくるところが多くなってくると思うので、全てほとんどのところで教育というところが欠けているようなちょっと気がするので、そういったときにまたちょっと一緒に取り組んでいけたらいいかなとかという感じがいたします。

八藤後会長 ありがとうございます。

ということは、この項目に限らず、ほかの項目でも教育の部署との連携というのがあり得るのではないかとということを示唆していただいたということで、では、事務局のほうでいかがでしょうか。

都市デザイン課長 このNo2の出張講座については、都市デザイン課のほうを中心になって出前授業という形でやっておりますので、実際は教育委員会の部署がどこか主体になっているというわけではないということです。

あと、教育内容について区長部局のほうからいろいろな働きかけをするところ、ところがちょっと微妙な問題もはらんでいるので、当然小学校、中学校等に情報提供はしていきたいのですけれども、ちょっとそこは教育委員会のほうとも調整させていただきたいと思います。

以上です。

八藤後会長 教育委員会というのは独立した機関でございまして、それなりの権限を行使しているし、また、ほかから言いなりにならないぞというところでもありますので。でも、調整はしていただいて、やはりこういうことが必要だということは強く述べていただくということはぜひお願いしたいなというふうに思います。このような言い方でよろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

稲垣委員 何度も済みません。ちょっと短めに言いますので。これだけはちょっと言いたいところがあるのですが。日本大学の稲垣です。

国の流れというのはここには書かれないのかなと。例えば背景のところ、東京2020大会の開催というのがあるのですけれども、オリ・パラを開催することは契機であって、もっと重要なのは、ここにも書いてあるのですけれども、レガシーとかインクルーシブな社会とかいろいろ書いてあるのですが、オリ・パラが契機となって政府が打ち出している2020行動計画がありますね。ああいったところの中に、今おっしゃった教育の話だとか、新しい指導要

領の改訂のときにはユニバーサルデザインの考え方、ユニバーサルな教育をちゃんとやりましょうということも入ってきているし、あとは、社会モデルの話
を前回ちょっと私お話したと思うのですけれども、個人モデルではなくて、
社会モデルでこういうUDのことを考えていくというようなことが書かれてい
たりだとか。

あと、バリアフリー法が改正されますよね。ことし改正というのがあって、
その中で、やはり国は地域の細かいところまでできないから、地域の取組みが
重要であるというような話とか、結構国の大きな流れがあるので、それを踏ま
えた上で、世田谷区としては基礎自治体として一体何をやるのかということ
を見直す契機にちょうど今、平成30年、31年がなってきたのではないかな
と思うので、ちょっとしんどいかもかもしれませんが、国とかは結構そういうこ
とを書くのですね、背景のところ。都のほうも、航空局にしても福祉保健局
にしてもいろいろ書いていますので、区のほうも、そういう流れがあってユニ
バーサルデザインの理念が根本的に考え直さなければならないというような社
会風潮があるのだよというようなところがもうちょっとあってもいいのかなと
いうような気がしましたので。済みません。

八藤後会長 ご指摘ありがとうございます。ほかの部署がどうしているのか
なというのも多分気になって、その上でつくられているのではないかなと思う
のですが、今の稲垣委員のご意見について、事務局のほうはどのような見解で
ございましょうか。

都市デザイン課長 大変根本的なご指摘をありがとうございます。確かに、
今回オリ・パラのことですとか障害者差別解消法のことには触れていましたけ
れども、バリアフリー法のことですとか、2020行動計画ですとか、そうい
ったところの記載が全く抜けておりましたので、その部分について国の流れを
受けて基礎自治体として何をすべきかというところは必要な内容だと思いま
すので、そこは追記をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

八藤後会長 それでは、ただいまの意見を反映させていただけるということ
で理解いたしましたので、よろしく願いいたします。

時間がかなり迫っているのですが、最後にどうしてもという方いらっしゃい

ますか。

では、小島委員、どうぞ。

小島委員 小島です。

資料の2-5の具体的な後期の素案の中の1番から25番までのところに、一番下のほうに写真が何枚か書かれていて、でも、そこには簡単な説明はあるのですけれども、それがより具体的にどんなことを意味しているのかというのが少し理解がしにくいと思うのですね。

例えば40ページの「分かりやすいサインの整備推進」ということで、No 8番のところに、「代田区民センターのユニバーサルデザインによるサイン」ということがあります。具体的にこれは何をもちょうろユニバーサルデザインで、ほかのサインとはどう違うのかということが、キャプションがもう少し説明があると、より多くの方に理解しやすいのではないかなというふうに思います。

今のような考えでいろいろと見ていきますと、やはり写真にももう少し説明があったほうが理解できる人がふえるのかなというふうに思いました。

以上です。

八藤後会長 ありがとうございます。

私も、これは単なるイメージ写真なのかと思ったのですが、でも、せっかく載せるのであれば、やはり今小島委員がおっしゃられましたような配慮は必要なのではないのかなというふうに、ちょっと私も今思っているところですが、いかがでしょうか。

都市デザイン課長 都市デザイン課長清水です。

ご指摘ありがとうございます。確かに、単なるイメージ写真のところもございます。代田区民センターのサインとか幾つかの写真はもう少し詳しい説明があったほうが、皆さん、読んでいただいた方の理解が深まると思いますので、そちらをちょっと追記していきたいと思います。ありがとうございます。

八藤後会長 場合によっては、写真をもう少しサイズを大きくしないと、言葉だけではやはりまだわからないということもあるかもしれませんので、それもあわせて、これは私からお願いでございます。

ほかに、よろしいですか。

では、たくさん意見が出まして、事務局への宿題もたくさん出ましたが、ま

たそれを確認をした上で決定事項としたいというふうに思います。たくさんのご意見、どうもありがとうございました。

まだあるのですよ。引き続きまして、今度は報告事項になります。事務局よりお願いいたします。

都市デザイン課長 それでは、都市デザイン課長清水より報告をさせていただきます。資料3をごらんください。「本庁舎のユニバーサルデザイン検討について」でございます。

こちらの主旨でございますけれども、区役所の本庁舎は2020年の着工を目指して、現在基本設計に取りかかっているところでございます。

ユニバーサルデザインで本庁舎を整備していくために、基本設計・実施設計・施工の各段階において、ユニバーサルデザインの検討会を行っていく予定でございます。

また、今年度はこのユニバーサルデザイン検討会に先立ちまして、当事者の意見を生かすために、7月にワークショップを開催する予定にしております。また、こちらの審議会には適宜ご報告して、ご意見をいただきたいと考えております。本日は、簡単な情報提供ということでさせていただきますと思います。

設計のスケジュールでございますが、昨年10月より基本設計に入っております。ことしの6月に基本設計方針案、実際に今、「案」が取れた基本設計方針が出ております。こちらの方針の抜粋をこの資料3の後ろにつけてございます。ちょっと別紙3というのが、余計な言葉でございますが、基本設計方針の抜粋ということで、後ほどごらんいただければと思います。

また、今後、9月に基本設計案の中間報告、11月には基本設計案の検討状況の報告が行われる予定です。来年の4月からは、実施設計に取りかかる予定となっております。

3番のユニバーサルデザインの取組み、今年度の取組みとしましては、先日チラシのほうを委員の皆様にはお送りしておりますが、「ユニバーサルデザインの庁舎ってどんなだろう？～工夫を学び考えるワークショップ～」ということで2回開催を予定しております。第1回は、先日7月4日に板橋区役所の見学をさせていただきました。また、第2回は、今度の土曜日、7月14日に、世田谷区役所に求められるユニバーサルデザインを考えようということで、意見

交換をする予定でございます。

また、今年度は10月から11月にかけてユニバーサルデザイン検討会を3回程度実施する予定で、現在内容を調整しているところでございます。

こちらの審議会へのご報告につきましては、本日は簡単な情報提供をさせていただいておりますが、11月の次回の審議会では基本設計案の検討状況の報告をさせていただくことと、あと、この7月のワークショップ及びユニバーサルデザイン検討会のご報告をさせていただく予定でございます。

以上でございます。

八藤後会長 ありがとうございます。

審議事項でないので、基本的に意見を伺う場ではないのですが、せっかくでするので、もし何かどうしてもというのがありましたらご発言いただいてもよろしいかと思っております。質問などあれば当然受けてくれると思っておりますが、いかがでしょうか。

長谷川委員、どうぞ。

長谷川委員 宇都宮大学の長谷川です。

ちょっと話が戻ってしまうようで恐縮なのですが、後期の素案の本庁舎の整備推進のところは私いま一つよくわからないなと思っていたのが、この進み具合が全くこの中に書かれていないということで、今ご説明をしていただいたのでちょっとわかった部分もあるのですが、話を戻してしまっても申しわけないのですが、後期の計画自体、このページだけを見るとそこがわからないので、どこかに、予定でも、実施設計、着工、この段階でこれをやるということが、案なので変わってしまうのはしょうがないと思うのですが、入れておいたほうがいいのかというふうに思いました。

話を戻してしまっても申しわけありません。

八藤後会長 ありがとうございます。

何か、そういう工程表を以前見たことがあるような気がするのですが、ただいまの長谷川委員の意見についていかがでしょうか。事務局のほう、お願いします。

都市デザイン課長 都市デザイン課長清水です。

確かに、先ほどの資料2-5の38ページに「本庁舎の整備推進」という新

しい事業が書かれておりますが、わかりやすい工程表というのがこちらに出ていないので、ここには追記させていただきたいと思います。

実際には、後期計画が2019年度から始まるということで、ここでは2019年度になりますと実施設計に入っておりますので、今年度の取組みはこの新規事業が始まる前に前倒しで区立施設ということで取り組んでおりますけれども、今、委員からご指摘があった工程表についてはこちらに記載させていただきたいと思います。ありがとうございます。

八藤後会長 長谷川委員、よろしいですか。

長谷川委員 はい。ありがとうございます。

八藤後会長 それでは、もう1つ報告事項があります。事務局よりお願いいたします。

都市デザイン課長 それでは、報告事項、世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例「施設整備マニュアル」の改訂についてでございます。資料4をごらんください。

こちらの内容については、担当係長の栗野よりご説明させていただきます。

担当係長 担当係長の栗野になります。資料4の説明をさせていただきます。

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例「施設整備マニュアル」の改訂についてでございます。

主旨です。「世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例」では、公共施設の整備にかかわる基準を定め、ユニバーサルデザインによる整備の推進を行っております。世田谷区ではこの基準の運用に当たり、図を用いて具体的に解説をしている「施設整備マニュアル」を発行し、活用しております。先ほど稲垣先生からもご説明ありましたけれども、国や都の施設整備に係るガイドラインとかマニュアルの基準が変わりますので、その状況に合わせて、世田谷区のほうも基準のレベルアップを図り、施設整備のマニュアルの改訂を今年度する予定になっております。

2つ目です。法令等の改訂状況でございます。4項目ほど書いております。Tokyo2020アクセシビリティガイドライン、2つ目が、高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準、3つ目が日本工業規格(JIS)のピクトグラム、4つ目が東京都福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル

等、改訂しているものや今後改訂の予定がございます。

こちらの内容を踏まえて、3番目になりますが、作業内容です。世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例の改訂案を作成するとともに、施設整備マニュアルの追記改正案を作成いたします。上記の各種ガイドライン等との基準の比較、これまで区民等から区に寄せられている新たな視点・要望等の整理、各所管へのヒアリング等を行っております。

4つ目です。これまでの経過及び今後の流れでございます。昨年度1年間、関係所管へのヒアリングや施設整備マニュアルの追記修正案の作成を行っております。今現在なのですけれども、平成30年7月以降、本日でございますが、ユニバーサルデザイン環境整備審議会への計画の進め方の報告をさせていただきました。

今後なのですけれども、東京都のほうの改訂がございますので、整備マニュアル等要綱・規則を改正するときは東京都の協議というのが必要になってきますので、そちらとの協議を進めさせていただきます。その後、条例の改正案の策定をいたします。

審議会への報告なのですけれども、11月に今年度第2回審議会がございますので、そちらのほうで整備内容や進捗状況の報告をさせていただきます。

年が明けまして、1月に条例の改正をさせていただきます。4月に施設整備マニュアル改訂版の印刷発行ということで運用させていただく予定でございます。

マニュアルの改訂の情報提供については以上になります。

八藤後会長 ありがとうございます。

これも質問などがあれば受けたいと思いますが、よろしいでしょうか。

一度、11月にご提示いただけるということのようでございます。

稲垣委員、どうぞ。

稲垣委員 日本大学の稲垣ですが、この2番の法令等の改訂状況で、国のほうでは、公共交通に関する円滑化基準省令ですね、バリアフリー法にぶら下がっている省令が3月30日付で改正されているというところがあるのです。ただ、都のほうが東京都のまちづくり条例のマニュアル改訂の議論をしているのですが、結構建築物がかなりメインとなった改訂の内容になっていまして、公

公共交通関係に関して、車両とかターミナル施設、これの基準に関しては基本的には国の省令は守らないといけないのでのっとなるのですけれども、国のガイドラインのほうも改訂されているので、それをどこまでマニュアルに反映させるのかというところは、まだまだ検討状況だということなので、世田谷区はその辺をどう捉えて考えていくのか、どこまで書き下していくのか。

恐らく建築物のほうメインとなる改訂になるかと思うのですけれども、ちよとした情報提供とかになります。

今回、施設整備マニュアルとは若干ずれるのですけれども、接遇に関して相当いろいろなガイドラインを策定している動きがありますので、かなりいろいろな議論になったのが交通事業者の接遇のガイドラインであるとか、あとは、観光庁のほうでは宿泊施設とか旅行業の接遇のガイドラインであるとか、そういったような心のバリアフリーとかというようなところの話がすごく2020行動計画に出てきたがゆえに、先ほどこちら側の後期の計画の素案にもありましたが、ソフトとハードの両軸みたいな話がある中で、ソフト側のそういうガイドラインという話も出てきているので、区としてはそれを一体どこまで踏み込んでいくのか。この中に接遇の話も入れ込んでいくのか、もしくは、接遇に関してはまた別途そういうマニュアルとかガイドラインを考えていくのか。

それは、恐らく職員の接遇の話もあるし、交通事業者とかそういう人たちの接遇の話も出てくるし、商店街の飲食店とかそういうレベルの話まで及ぶ可能性があるのでは、その辺は別途検討する必要があるのかなと。やる、やらない関係なしに、検討する必要があるのかなというふうに思いました。

以上です。

八藤後会長 まず、情報提供をいただいたということが大きいと思いますが、それらについて、特にソフトの面とか、接遇ですとか、そういうのというのはここに入るのでしょうか、あるいは、その可能性はあるのでしょうかという質問だと思います。

都市デザイン課長 都市デザイン課長清水です。

施設整備マニュアルは主にハードの部分で、建築物、集合住宅、あと公共交通施設、道路、公園、路外駐車場といったものが対象になりますので、接遇に関しましては、先ほどご議論いただいたユニバーサルデザイン推進計画の中の

事業の中でおもてなしのところなどございますので、あと、公共交通機関の接遇というのもたしか触れている部分がございます。

例えばNo14の「公共交通等のサービスの充実」、それからNo24の「ユニバーサルデザインによるおもてなしの普及」、そういったところでお店も対象になってきますので、こちらにガイドライン等のものを受けて書き込みをしていきたいと考えております。

あと、先ほど栗野からご説明差し上げたときに、ユニバーサルデザイン条例の改正と申し上げましたが、ユニバーサルデザイン条例の規則の改正になりますので、そこは訂正させていただきます。

以上です。

八藤後会長 ありがとうございます。

それでは、次回以降、また検討が入ると思いますが、そのときに、稲垣委員のほうからちょっとご提示いただきましたようなものを十分参考になさって資料を作成していただければというふうに思っております。

ほかにございませんでしょうか。太田委員、どうぞ。

太田委員 ちょっとお伺いしたいのですけれども、本庁舎のユニバーサルデザインということなのですけれども、設計の段階で、この審議会のユニバーサルデザインのいろいろな案とかというようなものはどういうスタンスで取り上げられるのか。

例えば全体を設計する人たちと、それから、ユニバーサルデザインを取り入れていくというときのこの審議会のスタンス、こういうご意見がありますが参考にさせていただきますということなのか、その辺のスタンスは、答えにくいところもあるかと思うのですけれども、どういうスタンスで新庁舎とユニバーサルデザインの関係があるのかなということをお伺いできればと思ったのです。

ここのところまでやってもらわないと困りますとかというようなことではないでしょうし、その辺のところは答えにくい面もあろうかと思うのですけれども、新庁舎のデザインというか、設計とこちらの審議会のかかわり合いのところはどういう関連になっているのですか。

八藤後会長 事務局のほうでお願いします。

都市デザイン課長 都市デザイン課長清水です。

太田委員、ご意見ありがとうございます。ユニバーサルデザイン検討会を行うというふうに先ほどご説明したのですけれども、その会のほうには、この審議会にご参加いただいている各団体のほうからご参加をいただいて、ご意見をいただいて、そこを施設の設計を担当している者のほうにお伝えしながら、どこまで反映できるかということを検討いたします。

審議会との関係ということで、ここでいただいた意見が全部反映できるかどうかということもちょうと、内容にもよると思いますので、まずはきょうは情報提供させていただいて、次回、11月に少し基本設計案ということで図面もごらんいただけるかと思います。

基本的なユニバーサルデザインの基準については、こちらのマニュアルですとか基準がございますのでそれにのっかって設計を進めておりますけれども、その基準の中で少しグレーな部分ですとか、設置基準のないところすとか、そういうところは少しごらんいただいて、この審議会でもたご意見をいただければと思います。

以上でございます。

八藤後会長 ありがとうございます。

そういう機会はこの審議会にもあるということなのですが、今説明がありましたように、この審議会以外の場でも積極的にご参加いただけるとなおいののではないかなというふうに私は思いました。

それでよろしいですか。

それでは、時間にもなったのですが、今後の進め方とか、区の姿勢というか、そういうことにもちょうとかかわるところがありますので、當間委員のほうからちょうとご発言をしたいという内容があるようでございますので、ちょうとお時間をいただきたいと思います。

當間委員 當間です。

先ほど素案のところでお話をしたのですけれども、具体的に区のホームページに、障害者手帳の案内というのが載っております。最終の更新日が6月になっております。お問合せに対して、各総合支所に関して電話番号だけしか載っておりません。障害者手帳を持っている人の中には聴覚障害者も含まれているのに何でアクセスができない案内になっているのかということが疑問です。

もう1点です。区のホームページには粗大ごみについて書かれています。これも、2年前の4月に障害者差別解消法が始まったときに、区の担当の窓口で粗大ごみの捨て方について電話で申し込むということ、インターネットで申し込むということしか書いてありません。FAXの申し込みというものが書いてありません。FAX番号も載っておりません。これは、2年前に窓口にも申し上げたことです。そのときは、「FAXもある、対応はできます」というお答えでした。なのに、今もってFAX番号が載っていないのですね。その意味で、本当に意味のある改良事業をお願いしたいと思います。

以上です。

先ほど言ったことが中途半端な言い方で申しわけありませんでしたけれども、そういうことですので、よろしく願いいたします。

八藤後会長 ありがとうございます。

事務局としても、ほかの所管の話もあると思いますが、なかなか実現できていないことは、ここでせつかく審議しても絵に描いた餅になってしまうと思いますので、きょうご発言いただいたのですけれども、もし今、この件についてお答えいただけることがありましたらお願いします。

都市デザイン課長 都市デザイン課長清水です。

當間委員、ご意見ありがとうございました。まず今、ご指摘いただいた2点については、戻り次第、担当部署のほうに伝えてまいります。

これ以外にもそういうページがある可能性が高いと思いますので、そちらについては、全庁的にこういった注意が必要ですので、再度点検をするように周知をまいります。

以上でございます。

八藤後会長 では、ぜひお願いしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、本日の議題については以上となります。では、事務局に進行をお返しいたします。

都市デザイン課長 八藤後会長、ありがとうございました。

次回の審議会の日程についてご連絡をいたします。11月7日水曜日、14時30分から、三軒茶屋の文化生活情報センター生活工房、キャロットタワーの5階、セミナールームBで開催をいたします。ご予約をお願いいたします。

それでは、本日は長時間にわたっての熱心なご審議ありがとうございました。
本日の審議会はこれにて終了いたします。皆様、ありがとうございました。

—了—